

町民税の申告は

3月22日までに

40年度の個人町民税の申告の提出期限は、三月二十二日までです。この申告については、ことしも各地区へ職員が出張し、申告指導をし、と認められなくなります。

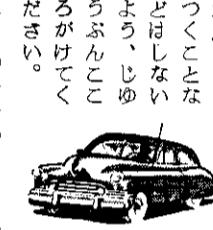
△共同納税相談について
町民税の申告書は、市町村役場に提出しなければならないのですが、ことしも、国県、町の三者による共同納税相談が実施され、所得税、事業税および町民税についての納税者の相談に応じます。三月十五日までならば、これら三税の申告書を同時に受け付けることになりますから、きがるにご相談においでください。

△確定申告の受け付けは：△確定申告の受け付けは：△所得税の確定申告の受け付けは、二月十六日からはじまります。この申告も、納税も、三月十五日が期限になります。

申告義務のある人は、必ず例年厳寒期には、路面が凍るので、スリップによる自動車事故が多く発生しますから、次の点に注意してください。

□ 例年厳寒期には、路面が凍るので、スリップによる自動車事故が多く発生しますから、次の点に注意してください。

例年厳寒期には、路面が凍るので、スリップによる自動車事故が多く発生しますから、次の点に注意してください。



厳寒期に多い交通事故

この日までに申告と納税をする必要があります。

△青色申告も3月15日まで

所得税は、みずから所得を計算して申告し、その所得に対する税金を自主的に納税する、いわゆる申告納税制度になっています。この申告納税のすべてが青色申告者となり、所定の帳簿をそなえつ

てください。

△確定申告の受け付けは：△確定申告の受け付けは：△所得税の確定申告の受け付けは、二月十六日からはじまります。この申告も、納

つては、二月十六日からはじま

ります。

申告義務のある人は、必ず

例年厳寒期には、路面が

凍るので、スリップによる

自動車事故が多く発生しま

すから、次の点に注意して

ください。

□ 例年厳寒期には、路面が

凍るので、スリップによる